

議案第 43 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、町に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

日南町長 増 原 聡

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 損害賠償額 | 金 100,000,000 円 |
| 2. 賠償の相手方 | 鳥取県日野郡日南町 個人 |
| 3. 発生場所 | ①日南町新屋地内
②日南町三吉地内
③日南町菅沢地内 |
| 4. 発生年月日 | ①平成 27 年 6 月 21 日
②平成 28 年 1 月 25 日
③平成 28 年 2 月 3 日 |
| 5. 事故の内容 | ①遺跡調査における土地使用に係る賠償
②新石見小水力発電所水路の土砂崩壊による死傷及び家屋等損壊
③公用車の交通事故による車両損傷(2 台) |

議案第44号

平成27年度日南町一般会計補正予算（第8号）

平成27年度日南町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,573,808千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月23日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		3,156,711	241,323	3,398,034
	1 地方交付税	3,156,711	241,323	3,398,034
14 県支出金		887,429	2,000	889,429
	3 委託金	115,265	2,000	117,265
17 繰入金		59,452	△30,000	29,452
	2 基金繰入金	59,452	△30,000	29,452
19 諸収入		330,206	1,438	331,644
	7 雑入	117,501	1,438	118,939
20 町債		1,640,161	△92,261	1,547,900
	1 町債	1,640,161	△92,261	1,547,900
歳入	合計	7,451,308	122,500	7,573,808

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,611,132	100,000	1,711,132
	1 総務管理費	1,540,298	100,000	1,640,298
3 民生費		1,229,652	3,500	1,233,152
	2 児童福祉費	263,771	3,500	267,271
6 農林水産業費		1,144,218	9,000	1,153,218
	2 林業費	221,222	9,000	230,222
8 土木費		515,224	10,000	525,224
	2 道路橋梁費	470,406	10,000	480,406
歳 出 合 計		7,451,308	122,500	7,573,808

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務費	1001 一般管理事務	100,000
6 農林水産業費	1 農業費	1157 堆肥生産施設管理運営事業	850
6 農林水産業費	2 林業費	1187 治山事業	9,000

(変更)

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	1530 中心地域整備事業	7,000	1530 中心地域整備事業	97,000
3 民生費	2 児童福祉費	1291 地域子育て支援事業	5,728	1291 地域子育て支援事業	5,813

第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨 時 財 政 対 策 債	109,861	証 書 借 入 又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。 ただし書当初に同じ	17,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

平成27年度日南町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	3,156,711	241,323	3,398,034
14 県支出金	887,429	2,000	889,429
17 繰入金	59,452	△30,000	29,452
19 諸収入	330,206	1,438	331,644
20 町債	1,640,161	△92,261	1,547,900
歳入合計	7,451,308	122,500	7,573,808

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,611,132	100,000	1,711,132			1,366	98,634
3 民生費	1,229,652	3,500	1,233,152				3,500
6 農林水産業費	1,144,218	9,000	1,153,218				9,000
8 土木費	515,224	10,000	525,224	2,000			8,000
歳出合計	7,451,308	122,500	7,573,808	2,000		1,366	119,134

2 歳入

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	3,156,711	241,323	3,398,034	1 地方交付税	241,323	特別交付税 241,323
計	3,156,711	241,323	3,398,034			

(款) 14 県支出金

(項) 3 委託金

8 土木費委託金	101,605	2,000	103,605	2 道路橋梁費委託金	2,000	県道除雪委託金 2,000
計	115,265	2,000	117,265			

(款) 17 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	30,000	△30,000	0	1 財政調整基金繰入金	△30,000	財政調整基金繰入金 △30,000
計	59,452	△30,000	29,452			

(款) 19 諸収入

(項) 7 雑入

5 雑入	117,501	1,438	118,939	90 雑入	1,438	その他雑入(一般財源) 72 損害共済等保険金 1,366
計	117,501	1,438	118,939			

(款) 20 町債

(項) 1 町債

23 臨時財政対策債	109,861	△92,261	17,600	1 臨時財政対策債	△92,261	臨時財政対策債 △92,261
計	1,640,161	△92,261	1,547,900			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	266,442	100,000	366,442			1,366	98,634	22 補償補填及び賠償金	100,000	一般管理事務 100,000
計	1,540,298	100,000	1,640,298			1,366	98,634			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	100,172	3,500	103,672				3,500	25 積立金	3,500	地域子育て支援事業 3,500
計	263,771	3,500	267,271				3,500			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

3 林道費	37,000	9,000	46,000				9,000	13 委託料	9,000	治山事業 9,000
計	221,222	9,000	230,222				9,000			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	297,994	10,000	307,994	2,000			8,000	13 委託料	10,000	道路維持管理事業 10,000
計	470,406	10,000	480,406	2,000			8,000			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び 当該年度末における現在高の見込に関する調書（補正）

		(一般会計)			(単位 千円)
区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	5,487,355	5,143,838	[△92,261] 1,640,161	699,954	[△92,261] 6,084,045
① 土 木	243,275	197,019	0	46,200	150,819
② 衛 生	45,000	43,430	0	1,573	41,857
③ 農 林 水 産	285,226	189,735	0	84,810	104,925
④ 公 有 林	36,972	27,768	0	4,537	23,231
⑤ 防 災	10,100	31,900	72,100	2,012	101,988
⑥ 学 校	80,527	70,181	0	10,601	59,580
⑦ 過 疎	3,027,410	2,961,702	1,323,400	411,109	3,873,993
⑧ 過疎地域自立促進	113,500	108,665	134,800	4,845	238,620
⑨ 臨時財政特例債	9,336	7,152	0	2,281	4,871
⑩ 地域総合整備事業債	18,750	12,500	0	6,250	6,250
⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	1,598,917	1,485,387	[△92,261] 109,861	122,936	[△92,261] 1,472,312
⑫ 総 務	18,342	8,399	0	2,800	5,599

(一般会計)

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
2. 災害復旧債	114,102	112,074	0	16,761	95,313
① 土 木	114,102	112,074	0	16,761	95,313
② 農 林 水 産	0	0	0	0	0
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			△ 92,261		△ 92,261
補 正 前 の 額			1,640,161	716,715	6,179,358
合 計	5,601,457	5,255,912	1,547,900	716,715	6,087,097

平成28年3月 日南町議会定例会

追加補正予算説明附属資料

一	一般会計	・・・	1
	総務課	・・・	2
	福祉保健課	・・・	2
	建設課	・・・	3

平成 27 年度 一般会計補正予算(第8号)説明資料

02 款 総務費

01 項 総務管理費

総務課

01 目 一般管理費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1001 一般管理事務	補正前の額	264,857	30	400	752	263,675	
	補正額	100,000	0	0	1,366	98,634	
	補正後の額	364,857	30	400	2,118	362,309	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月25日に発生した三吉地区土砂災害により被災された方に対する賠償 ・平成28年2月3日に発生した公用車車両事故に対する賠償 ・遺跡発掘調査事業における土地使用に係る賠償 <p>○ 執行経費 補償補填及び賠償金 100,000 千円</p> <p>○ 財源 諸収入（共済保険金-車両分） 1,366 千円</p>							

03 款 民生費

02 項 児童福祉費

福祉保健課

01 目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1291 地域子育て支援事業	補正前の額	31,677	8,096	0	16,077	7,504	
	補正額	3,500	0	0	3,500	0	
	補正後の額	35,177	8,096	0	19,577	7,504	
<p>○ 事業説明 ふるさと納税でいただいた寄附を、こどもゆめ基金に積立し、次年度以降の子育て支援策に活用する。</p> <p>○ 執行経費 積立金 3,500 千円</p> <p>○ 財源 寄附金（ふるさと納税寄附金） 3,500 千円</p>							

平成 27 年度 一般会計補正予算(第8号)説明資料

06 款 農林水産業費
 02 項 林業費
 03 目 林道費

建設課
 (単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1187 治山事業	補正前の額	0	0	0	0	0	
	補正額	9,000	0	0	0	9,000	
	補正後の額	9,000	0	0	0	9,000	
<p>○ 事業説明 平成28年1月25日に発生した三吉地区土砂災害について、本格復旧工事のための測量調査設計を行う。</p> <p>○ 執行経費 委託料 9,000 千円</p>							

08 款 土木費
 02 項 道路橋梁費
 02 目 道路維持費

建設課
 (単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1118 道路維持管理事業	補正前の額	297,994	154,617	30,800	3,277	109,300	
	補正額	10,000	2,000	0	0	8,000	
	補正後の額	307,994	156,617	30,800	3,277	117,300	
<p>○ 事業説明 (除雪費) 除雪作業委託料の実績による増 10,000 千円 (見込み額105,000千円-既予算額95,000千円)</p> <p>○ 執行経費 委託料 10,000 千円</p> <p>○ 財源 県支出金(県道除雪委託金[日野県土]) 2,000 千円 (見込み額 82,000千円-既予算額80,000千円)</p>							

発議第 1 号

日南町住宅改修助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町住宅改修助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 古都 勝人

日南町住宅改修助成条例の一部を改正する条例

日南町住宅改修助成条例（平成 24 年条例第 21 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この条例は、平成 <u>31</u> 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この条例は、平成 <u>28</u> 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>

様式第1号（第6条関係）

日南町住宅改修助成金交付申請書

年 月 日

日南町長 様

住所 日南町
申請者 氏名 印
電話番号

日南町住宅改修助成金の交付を受けたいので、日南町住宅改修助成金条例第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、交付要件の審査のため、住民登録、町税の納付状況及び住宅の所有者について、町が公簿等により確認することに同意します。

対象住宅	所在地：日南町
	所有者氏名： <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者の家族（申請者との関係： ）
住宅所有者の同意 （申請者と対象住宅の所有者が異なる場合）	住宅改修助成事業の実施にあたり同意します。 年 月 日 （所有者）住所 氏名 印（電話 ）
改修工事の内容	
助成事業に要する経費 （税別）	円
工事予定期間	交付決定日 から 年 月 日まで
施工業者	所在地 日南町
	氏名又は名称 電話番号

様式第1号（第6条関係）

日南町住宅改修助成金交付申請書

年 月 日

日南町長 様

住所 日南町
申請者 氏名 印
電話番号

日南町住宅改修助成金の交付を受けたいので、日南町住宅改修助成金条例第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、交付要件の審査のため、住民登録、町税の納付状況及び住宅の所有者について、町が公簿等により確認することに同意します。

対象住宅	所在地：_____
	所有者氏名： <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者の家族（申請者との関係： ）
住宅所有者の同意 （申請者と対象住宅の所有者が異なる場合）	住宅改修助成事業の実施にあたり同意します。 年 月 日 （所有者）住所 氏名 印（電話 ）
改修工事の内容	
助成事業に要する経費	円
工事予定期間	交付決定日 から 年 月 日まで
施工業者	所在地 _____
	氏名又は名称 電話番号

助成金申請額

円

添付書類

- (1) 改修の設計書の写し
- (2) 改修の工事内容が分かる見積書の写し
- (3) 施工前の状況が分かる写真
- (4) その他町長が必要と認めるもの

助成金申請額

円

添付書類

- (1) 改修の設計書の写し
- (2) 改修の工事内容が分かる見積書の写し
- (3) 施工前の状況が分かる写真
- (4) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 印

日南町住宅改修助成金交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった日南町住宅改修助成金について次のとおり決定したので、日南町住宅改修助成条例第7条の規定により通知します。

決定の区分	交付 ・ 不交付					
交付決定額	円 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>商品券</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>振 込</td> <td>円</td> </tr> </table>	内 訳	商品券	円	振 込	円
内 訳	商品券		円			
	振 込	円				
不交付の理由						

（注意事項）

- ①建材や機器等の調達・下請けについても町内業者の利用に努めてください。
- ②住宅改修が完了したときは、完了した日から30日以内又は完了した日に属する年度の末日までのいずれか早い日までに、住宅改修完了報告書を提出してください。

様式第2号（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 印

日南町住宅改修助成金交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった日南町住宅改修助成金について次のとおり決定したので、日南町住宅改修助成条例第7条の規定により通知します。

決定の区分	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
不交付の理由	

（注意事項）

- ①建材や機器等の調達・下請けについても町内業者の利用に努めてください。
- ②住宅改修が完了したときは、完了した日から30日以内又は完了した日に属する年度の末日までのいずれか早い日までに、住宅改修完了報告書を提出してください。

様式第3号（第8条関係）

日南町住宅改修変更（中止）承認申請書

平成 年 月 日

日南町長 様

住所 日南町
申請者 氏 名 印
電話番号

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった日南町住宅改修助成金を次のとおり変更（中止）したいので、日南町住宅改修助成条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定額 円
変更後の額 円
差 引 円

2 変更の内容

	変更前	変更後
変更内容		
助成事業に要する経費	円	円
事業完了予定年月日	年 月 日	年 月 日
変更（中止）の理由		

添付書類

- (1) 変更内容のわかる書類
- (2) その他町長が必要と認めるもの

様式第3号（第8条関係）

日南町住宅改修変更（中止）承認申請書

平成 年 月 日

日南町長 様

住所 日南町
申請者 氏 名 印
電話番号

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった日南町住宅改修助成金を次のとおり変更（中止）したいので、日南町住宅改修助成条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円
前回交付決定額 円
変更（増減）額 円

2 変更の内容

	変更前	変更後
変更内容		
助成事業に要する経費	円	円
事業完了予定年月日	年 月 日	年 月 日
変更（中止）の理由		

添付書類

- (1) 変更内容のわかる書類
- (2) その他町長が必要と認めるもの

様式第4号(第8条関係)

日南町住宅改修助成事業変更(中止)承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 印

平成 年 月 日付で申請のあった助成事業の変更(中止)については、日南町住宅改修助成条例第8条第2項の規定に基づき、承認とすることに決定しましたので、通知します。

記

1 通知番号 第 号

2 承認交付決定額 円

既決定額 円

増減額 円

様式第4号(第8条関係)

日南町住宅改修助成事業変更(中止)承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 印

平成 年 月 日付で申請のあった助成事業の変更(中止)については、日南町住宅改修助成条例第8条第2項の規定に基づき、承認とすることに決定しましたので、通知します。

記

1 通知番号 第 号

様式第5号（第9条関係）

日南町住宅改修完了報告書

平成 年 月 日

日南町長 様

申請者 住所 日南町
氏名
電話番号 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった日南町住宅改修助成事業が完了したので、日南町住宅改修助成条例第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

助成金交付決定額	円	
	内訳	商品券 円 振込 円
完了年月日	平成 年 月 日	
助成事業に要した経費 (税別)	円	

添付書類

- (1) 改修の内容が分かる明細・請求書、または契約書の写し
- (2) 改修に要した費用を証する領収書等の写し
- (3) 改修完了後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第9条関係）

日南町住宅改修完了報告書

平成 年 月 日

日南町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった日南町住宅改修助成事業が完了したので、日南町住宅改修助成条例第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

助成金交付決定額	円	
	内訳	商品券 円 振込 円
完了年月日	平成 年 月 日	
助成事業に要した経費 (税別)	円	

添付書類

- (1) 改修の内容が分かる明細・請求書、または契約書の写し
- (2) 改修に要した費用を証する領収書等の写し
- (3) 改修完了後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 印

日南町住宅改修助成金交付額確定通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した住宅改修助成金について、平成 年 月 日付日南町住宅改修完了報告書に基づき、次のとおり助成金の額を確定したので、日南町住宅改修助成条例第10条の規定により通知します。

助成金の額 _____ 円

内訳

商品券 _____ 円

振込 _____ 円

様式第6号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

日南町長 印

日南町住宅改修助成金交付額確定通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した住宅改修助成金について、平成 年 月 日付日南町住宅改修完了報告書に基づき、次のとおり助成金の額を確定したので、日南町住宅改修助成条例第10条の規定により通知します。

助成金の額 _____ 円

様式第7号（第11条関係）

日南町住宅改修助成金交付請求書

平成 年 月 日

日南町長 様

申請者 住所 日南町 印
氏名
電話番号

平成 年 月 日付 第 号で確定のあった日南町住宅改修助成金を次のとおり請求します。

1 助成金確定額 円

2 振込先

金融機関名		支店・支所名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第7号（第11条関係）

日南町住宅改修助成金交付請求書

平成 年 月 日

日南町長 様

申請者 住所 印
氏名
電話番号

平成 年 月 日付 第 号で確定のあった日南町住宅改修助成金を次のとおり請求します。

1 助成金確定額 円

2 助成金請求額 円

3 振込先

金融機関名		支店・支所名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 2 号

日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について

次のとおり、日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 古都 勝人

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正する条例

日南町意欲ある農業者支援条例（平成 25 年条例第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、平成 <u>31</u> 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この条例は、平成 <u>28</u> 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

発議第3号

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書提出について

別紙のとおり、内閣総理大臣及び衆参両院議長ほか関係大臣に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月23日

日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 久代安敏

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）

TPP（環太平洋経済連携協定）は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないうまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、協定及び付属書の公表も2月2日となるなど、きちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めることを閣議決定しました。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6ヶ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃で合意しています。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃の繰り上げが迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わるISD条項の導入により、参加国企業から賠償請求訴訟が現実となることにまで踏み込んでいます。

よってこのような問題が多い、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年3月23日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
経済再生担当大臣	石 原 伸 晃 様

発議第4号

安全保障関連法の廃止を求める意見書提出について

別紙のとおり、内閣総理大臣及び衆参両院議長ほか関係大臣に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月23日

提出者	日南町議会議員	坪倉 勝幸
提出者	同 上	恵比奈 礼子
提出者	同 上	久代 安敏

安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）

昨年、2015年9月19日に参議院で強行採決され成立した「安全保障関連法」は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。また、集団的自衛権の行使はできないとしたこれまでの憲法解釈を変える閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

政府は3月末にもこの法律を施行しようとしており、発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くこととなります。

この法律に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

このことから、開会中の通常国会において2月19日に野党5党が共同して「安全保障関連法廃止法案」を提出しました。

戦後日本は不戦を誓い、平和国家として存在しつづけてきました。今後も、憲法9条を遵守し、集団的自衛権は行使すべきではありません。よって、本議会は安全保障関連法をすみやかに廃止するよう重ねて強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年3月23日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
外務大臣	岸 田 文 雄 様
防衛大臣	中 谷 元 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様